

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営目標の達成の為に取締役会が行う意思決定について、事業リスク回避または軽減を補完しつつ、監査役会による適法性の監視・取締役の不正な業務執行の抑止、また、会社の意思決定の迅速化と経営責任の明確化を実現する企業組織体制の確立により、株主利益の最大化を図ることがコーポレートガバナンスと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4:いわゆる政策保有株式>

当社は保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との業務提携、取引の維持・発展等の保有目的の合理性を勘案し、当社の成長への必要性、資金活用の有効性の観点から適切と考えられる場合にのみ、投資目的以外の目的で上場株式を保有することとしております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうかなど、複合的に勘案して行うこととしております。

<原則1-7:関連当事者間の取引>

当社では、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議から除外した上で、独立社外取締役、社外監査役を含む取締役会で取引の必要性及び取引条件の妥当性について審議・決議を要することとしております。

また、取引条件の決定方針等については、計算書類注記表や有価証券報告書等で開示しております。

●計算書類注記表URL:<http://www.nihon-e.co.jp/ir/library/meeting.html>

●有価証券報告書URL:<http://www.nihon-e.co.jp/ir/library/document.html>

<原則3-1:情報開示の充実>

(1)会社の経営理念、経営戦略及び経営計画

当社の経営理念(「経営理念(綱領・信条・五精神)」、「日エン経営原則」、「私たちの行動規範」)を当社ウェブサイトに掲載しております。また、当社は、単年度の事業計画を元にして、3事業年度を期間とする中期事業計画を策定しておりますが、当社が属するモバイルコンテンツ市場は事業環境変化の予測が困難であり、途中で変更がある場合が多く、開示すると混乱をまねく可能性があるため、中期事業計画については、開示しておりませんが、今後の事業展開等を記載した決算説明資料を当社ウェブサイトに掲載しております。

●経営理念(綱領・信条・五精神)、日エン経営原則、私たちの行動規範URL:<http://www.nihon-e.co.jp/csr/concept.html>

●決算説明資料URL:<http://www.nihon-e.co.jp/ir/library/data.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1.に記載の通りです。また、現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」3.に記載の通りであります。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値を増大できるよう、役員報酬規程に則り、独立社外取締役、社外監査役を含む取締役会において決定しており、透明性を確保しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、以下の事項を総合的に勘案し、社外取締役、社外監査役を含む取締役会において、指名を行うとともに、監査役候補の指名については、監査役会の同意を得ており、透明性を確保しております。

(a)取締役候補の選定について:当社の経営理念に基づき当社のみならずモバイル業界全体の更なる発展に貢献することが期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し、他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(b)監査役候補の選定について:当社の経営理念に基づき、取締役の職務執行状況を監査し、法令又は定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持・向上に努めること、独立性・中立性を持った外部の視点から意見を述べ、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(c)社外役員候補の選定について:社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、経営に関する豊富な知識と経験を有していること、適切に経営陣に対する意見表明・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、すべての取締役候補者及び監査役候補者について、当該候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しておりますので、下記URLをご参照ください。

●第30回定時株主総会招集ご通知URL:http://www.nihon-e.co.jp/ir/library/pdf/meeting/meeting30-01_20180806.pdf

＜補充原則4-1-1:経営陣に対する委任の範囲＞

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款に定める事項のほか、重要な意思決定の項目を「取締役会規程」で定めており、経営、経理・財務、人事・組織、会社財産、グループ経営やその他の事項について、取締役会の決議をもって決定することとしております。

上記以外の業務執行に関して、取締役会は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「経営委員会規程」及び「稟議規程」を定め、当該業務執行の決定権限を社長、常務及び経営陣に対して、重要性の程度を踏まえて委任しております。

＜原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

当社は、会社法の社外取締役要件及び東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に加え、高い専門性を有し、経験・知見を活かして、当社の経営に対して建設的な提言ができる人材を独立社外取締役候補者として選任しております。当社の社外取締役2名は独立社外取締役に該当しておりますが、現時点で独立社外取締役を独立役員に指定しておりません。独立役員への指定につきましても、今後検討してまいります。

＜補充原則4-11-1:取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞

当社の取締役の選任に関する方針・手続は、上記原則3-1(4)に記載の通りであり、当社の取締役会は、当該方針に基づき取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスをとりつつ、取締役が5名から7名、監査役は3名の規模で構成することとしております。また、社外取締役は2名程度、監査役は過半数を社外監査役とすることを基本的な考え方としており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。

＜補充原則4-11-2:取締役・監査役の兼任状況＞

当社においては、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役としての職務執行に振り分け、兼任する場合には、合理的範囲以内に留めております。加えて、関連当事者間取引の有無や兼任状況を確認し、全取締役、監査役の兼任状況を管理する体制を構築しております。その結果は、毎年、定時株主総会招集ご通知(事業報告)において開示しております。

●定時株主総会招集ご通知URL:<http://www.nihon-e.co.jp/ir/library/meeting.html>

＜補充原則4-11-3:取締役会の実効性に関する分析・評価の概要＞

当社は、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みとして、平成29年5月期から取締役会の実効性評価を実施いたしました。平成30年5月期の評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に取締役会の運営状況に関して、自己評価・自己分析を行うアンケート調査とその結果を踏まえて、取締役会で議論を実施いたしました。評価の方法、評価結果の概要および評価を踏まえた実効性向上に向けた課題は以下のとおりであります。

1. 評価の方法

取締役会の実効性を評価するため、全ての取締役および監査役を対象に取締役会の運営状況(構成、運営体制、審議内容等)に関する質問票を配布し、その集計結果について取締役会にて分析・評価および課題の共有を行いました。

2. 評価結果の概要

当社の取締役会は、審議に適切な規模であり、適切な議事運営の下、活発な議論がなされた上で審議が行われていることから、取締役会の実効性は概ね確保できていることを確認いたしました。

また、昨年課題として認識した内部監査部門と取締役・監査役との更なる連携強化や取締役会資料配布時期の早期化については一定の改善もみられ、取締役会の実効性は確保されていると評価しましたが、後継者計画や経営陣幹部の選任について、取締役会における議論の充実が必要であることを確認しました。

3. 実効性向上に向けた課題

今回の実効性評価結果を踏まえ、抽出された課題については、改善に向けての検討を行い、取締役会の更なる実効性の向上に向け、継続的な取り組みを行ってまいります。

＜補充原則4-14-2:取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、業務上必要な知識を習得するために、様々な研修機会を設けるとともに、適宜、外部セミナー等を活用することとしております。

なお、各取締役、監査役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担する事になっております。

＜原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針＞

当社では、「IR活動の基本姿勢と開示基準」、「情報開示の方法と情報の公平性」、「将来の見通しについて」、「IR自粛期間について」からなるIR基本方針を策定しており、当社ウェブサイトにて公表しております。

●IR基本方針URL:<http://www.nihon-e.co.jp/ir/management/line.html>

現在、当社ではこのIR基本方針に基づき、株主との建設的な対話という観点から、以下の取り組みを積極的に実施しております。

- (1)当社では常務取締役管理本部長を内部情報管理責任者に指定し、経理部、総務部、人事・広報部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。
- (2)社内各部門の会社情報については、内部情報管理責任者が一元的に把握・管理し、的確な経営判断のもと、有機的な連携に努め、IRに関連する他部署との情報共有を密にすることで、連携強化を図るよう努めております。
- (3)広報・IRグループにおいて、株主・投資家からの電話取材やスマートミーティング等のIR取材を積極的に受け付けると共に、アナリスト向けに決算説明会を開催し、社長又は常務取締役が説明を行っております。
- (4)IR活動及びそのフィードバック並びに株主異動等の状況については、適宜取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っております。
- (5)投資家と対話をする際は、当社の公表済みの情報を用いた企業価値向上に関する議論を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
植田勝典	11,104,300	27.66
プラントフィル株式会社	9,650,000	24.04
トヨタ自動車株式会社	1,600,000	3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	688,700	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	389,600	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	342,500	0.85
村田健一	342,200	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	319,300	0.79
多々良師孝	315,400	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	273,400	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無

植田勝典

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

本報告書提出日時点において、当社代表取締役社長植田勝典及びその近親者並びに当社代表取締役社長植田勝典及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社が、合わせて当社の議決権の過半数を所有しております。

当社は、これらの者との間で取引等を行う場合には、金額の多寡にかかわらず、特別な利害関係を有する取締役を除く取締役会において、取引内容及び条件の公正性・妥当性を審議のうえ、その決議をもって適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
小栗一朗	他の会社の出身者								○		
岡田武史	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小栗一朗		小栗一朗氏は、名古屋トヨペット株式会社代表取締役社長、NTPシステム株式会社代表取締役会長および株式会社NTセブンシステム代表取締役会長であり、当社と同社はシステム開発等の取引を行っておりますが、金額は僅少であります。	小栗一朗氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により客観的かつ公正な見地からの判断が期待できるため適任であると判断いたしました。なお、同氏との間に一般株主と利益相反を生ずるようなおそれないと判断し、社外取締役に選任しております。

�冈田武史	――	岡田武史氏は、日本サッカー協会日本代表チーム監督としてのワールドカップ出場、そして国内、国外の幾多のサッカーチームを作り上げた豊富な経験、組織論、マネジメント論を有しており、客観的かつ公正な見地からの判断が期待できるため適任であると判断いたしました。 なお、同氏との間に一般株主と利益相反を生ずるようなおそれないと判断し、社外取締役に選任しております。
-------	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【会計監査人との連携状況】

常勤監査役1名と監査役2名の計3名(うち2名が社外監査役)で構成される監査役会は、取締役の業務執行の監視、必要に応じた会計監査人との協議を行い、内部統制機能の充実を図っております。

具体的には、(a)全監査役出席のもとに監査法人の指定社員・業務執行社員からの監査報告書を受領し意見の交換を行い、事業年度の重要監査項目を確認しております。

(b)期中監査の結果について監査法人からの経過説明を受けております。

(c)期末においては、全監査役出席のもとに監査実施報告書及び監査報告書を受領し、監査法人が監査意見を形成するために審議の対象とした事項について説明を受けております。

【内部監査部門との連携状況】

内部監査室による業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

具体的には、(a)定期的な情報交換の場を持つ (b)監査計画段階での協調を図る (c)監査の実施における協調を図る (d)監査報告に関する情報交換を行う (e)監査役からの報告要請に内部監査室が応えるといった活動を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
吉川信哲	他の会社の出身者												
星野正司	公認会計士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉川信哲	○	—	吉川信哲氏は、ソフトバンク株式会社を始めとする同グループ会社における業務や監査役としての経験を通じて培われた幅広い経験と見識を監査に反映することを期待し、適任であると判断いたしました。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」で定められた項目のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
星野正司		—	星野正司氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計分野に対する豊富な経験と幅広い見識を監査に反映していただくことを期待し、適任であると判断いたしました。なお、同氏との間に一般株主と利益相反を生ずるようなおそれがないと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を年額2億円の範囲内で、報酬等として付与する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起することで、当社グループに優秀な人材を確保するとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で付与する制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第30期有価証券報告書において次のとおり開示しております。

・取締役 3名 112,143千円(社外取締役を除く)

・監査役 1名 11,324千円(社外監査役を除く)

・社外役員 5名 14,415千円

合 計 9名 137,882千円

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額320,000千円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権(ストックオプション)を年額200,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、監査役に対して、報酬として新株予約権(ストックオプション)を年額20,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。
3. 上記の報酬等の額には、新株予約権(ストックオプション)が含まれております。
4. 期末日現在、取締役5名、監査役3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部スタッフが社外取締役、社外監査役を補佐する体制となっております。
情報伝達は、取締役会招集時の開催連絡、議案説明をメール・FAX・電話等で行うとともに、会議開催前には配布資料をもって事前説明を行うよう努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)会社の機関の内容

取締役会は、毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。なお、当社は、取締役会の経営監督機能をさらに強化するために、独立性・中立性を持った外部の視点から、経営の意思決定に参画することを目的とした社外取締役を2名招聘しております。

また、本部制を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって、本部間の調整・協議機能の強化を図っております。

さらに、当社は監査役会設置会社であり、監査役の機能強化に向けて、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任を行っております。常勤監査役1名と監査役2名の計3名(うち2名が社外監査役)で構成する監査役会は、取締役の業務執行の監視、必要に応じ会計監査人及び内部監査室との協議を行っており、経営監視体制の構築に努め、内部監査室(責任者1名)による業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

今後も公正な経営監視体制の構築に努め、内部監査室による業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図ってまいります。

(2)内部監査等の組織等並びに内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携について

当社は、業務執行部門から独立した内部監査を行うため、平成16年12月に内部監査室を設置し、責任者を1名任命し、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。監査役と内部監査室との連携状況は、以下のとおりであります。

- (a)定期的な情報交換の場を持つ
- (b)監査計画段階での協調を図る
- (c)監査の実施における協調を図る
- (d)監査報告に係る情報交換を行う
- (e)監査役からの報告要請に内部監査室が応える

また、監査役は、全監査役出席のもとで会計監査人から監査報告書を受領する際、意見交換を行うとともに、重要監査項目を確認しております。なお、期中監査の結果については会計監査人からの経過説明を受け、期末監査においては監査実施報告書及び監査報告書を受領し、会計監査人が監査意見を形成するために審議の対象とした事項に関する説明を受けております。

(3)会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、EY新日本有限責任監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。平成30年5月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務報酬に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

指定有限責任社員 業務執行社員 横内龍也

指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤賢治

継続監査年数については、7年以内の業務執行社員は、記載を省略しております。

なお、その他監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

公認会計士 10名、その他の補助者 15名

(4)監査報酬の内容

平成30年5月期における当社の新日本有限責任監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、33百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性・中立性をもった社外取締役2名を招聘し、取締役会の経営監督機能を強化する他、常勤監査役1名と監査役2名の計3名(うち2名が社外監査役)で構成される監査役会による経営監視体制の強化に努めることが、当社にとって最適であると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制として、監査役設置会社の形態を採用しております。

また、監査役の機能強化に向けて、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任を行っており、監査役は取締役会や他の重要会議に出席し、取締役の業務執行の監視する他、必要に応じて会計監査人及び内部監査室との協議を行い、経営監視体制の強化に努めています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成17年8月26日開催の第17回定時株主総会よりインターネットにおける議決権行使を導入いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向け説明会を開催しております。また、説明会以外にも個別面談方式での業績説明を同じく四半期毎に行っており、安定株主獲得を目指したIR活動を継続的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト説明会で使用した資料を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署として広報・IRグループを設置し、専任の担当者が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを策定し、自社ホームページに掲載しております。
その他	当社は、多様な個性を持つ従業員が、各々の力を十分に発揮することができる就業環境を整備することが、企業としての競争力向上につながると考えており、ワークライフバランスの促進や多様性を事業活動に活かせる職場環境整備を推進しております。 また、当社には女性管理職が在籍しておりますが、現在役員に登用されているものはありません。役員の選任にあたっては性別に関係なく、これまでの経験、実績、能力、見識などを総合的に勘案し、検討いたします。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社グループでは、「経営理念(綱領・信条・五精神)」、「日エン経営原則」、「私たちの行動規範」を役職員に周知徹底させ、以下に定める内部統制システムを整備・運用することで、法令遵守と業務の有効性・効率性を確保し、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展に繋げることを基本方針としております。

【内部統制システムの整備状況】

(1)当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び第5号二)

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

(a)コンプライアンスの推進にあたっては、常勤役員及び部長が出席する経営委員会にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。また、管理本部長をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。

(b)当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。

(c)当社グループ内においてコンプライアンス違反行為を早期に発見、是正するため、総務部を窓口とする内部通報制度を実施する。コンプライアンス上、疑義のある行為を発見した場合、当社グループの役職員は当社総務部に通報し、当社総務部は、当該通報を受けた場合、経営委員会、取締役会及び監査役会に報告する。

(d)当社の内部監査室による監査を通じ、当社グループ各社の業務実施状況の実態を把握し、業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証し、監査結果を、適宜、経営委員会、取締役会に報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(a)当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(b)組織全体の情報セキュリティマネジメントシステムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号及び第5号二)

(a)当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。

(b)常勤の取締役及び部長で構成される経営委員会をリスク管理機関とし、当社グループにおける様々なリスクを一元的に俯瞰し、監視に努めるとともに、新たな想定リスクの抽出、対応方法の協議を行うものとする。リスク管理にあたっては、社長の管理下において総務部長を事務局長とするリスク管理チームを設置するものとする。

(c)リスク管理チームの事務局長は、経営委員会、取締役会に常時出席し、危機管理の観点から助言を行うとともに、社長は業務上の決裁者に対しリスク管理上必要な指導を適宜行うものとする。

(d)当社の子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うため、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、必要に応じて役職員を派遣し、当社の子会社における業務の適正性を確保する。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第3号並びに第5号イ及びハ)

(a)取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、本部制を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって本部間の調整・協議機能の強化を図るものとする。

(b)取締役は、委任された事項について、組織規程および職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、隨時、必要な決定を行うものとする。

(c)取締役会は、当社グループの役職員が共有する目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画および年度予算を策定し、業務執行を担当する当社グループ各社の取締役は目標達成のために注力する。

(d)前項の定めに従い策定した目標達成の進捗状況管理は、当社においては常勤役員及び部長が出席する経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行うものとし、当社の子会社においては各社の実態を踏まえた月次業績のレビューの体制を適切に構築せるものとする。

(e)当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、当社グループの緊密な連携を保ち、当社グループの全体の事業の繁栄を目指すものとする。

(f)内部監査室による監査を通じ、当社の子会社の業務執行が効率的に行われているかを調査・検証する。

(5)当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

(a)関係会社管理規程を制定し、当社の子会社に対し、その定めに従い、経営上の重要事項を決定する場合には、当社の経営委員会での審議を経て、当社取締役会への付議を行うとともに、必要に応じて当社と連携することを義務づける体制を確保する。

(b)当社の子会社に対し、当社の取締役及び監査役が当該子会社の文書等を必要に応じて常時閲覧できる体制を確保させる。

(c)当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、この者を通じ、当社の子会社の経営上の重要事項が適時に当社に報告されるようとする。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号ないし第3号)

(a)総務部スタッフから監査役を補助する使用人としての適任者を選任し、この者は監査役会の事務局を兼ねる。

(b)同スタッフは、監査役の補助に関する業務については、監査役の指示に従いその職務を行う。

(c)同スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7)当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号)

- (a)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、適宜、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
- (b)当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
- (c)当社グループの役職員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
- (d)内部監査室は、内部監査の結果を監査役又は監査役会に対して報告する。
- (e)総務部は、内部通報制度による通報の状況について、監査役に報告する。
- (f)当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- (a)監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
- (b)監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
- (c)監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループでは、「私たちの行動規範」において、「反社会的勢力に毅然と対応し、一切の関係を遮断する」ことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

反社会的勢力への対応は総務部が統括部署となり、警察等の外部機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図るとともに、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処できる体制の整備・運用を図っております。また、対応マニュアルについては、「反社会的勢力の排除」という社内研修資料を作成しており、社内研修で使用するとともに、毎月朝礼において全役職員にて「私たちの行動規範」を唱和し、周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【適時開示に係る基本方針】

当社は、当社有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するために、株主、投資者をはじめとする皆様に対して適時適切に情報を開示することは、当社の重要な責務であると認識しており、当社会社情報の適時開示に努めています。

当社は、上場会社としての社会的責任を果たすために、今後とも、適時適切な会社情報の推進に努めてまいります。

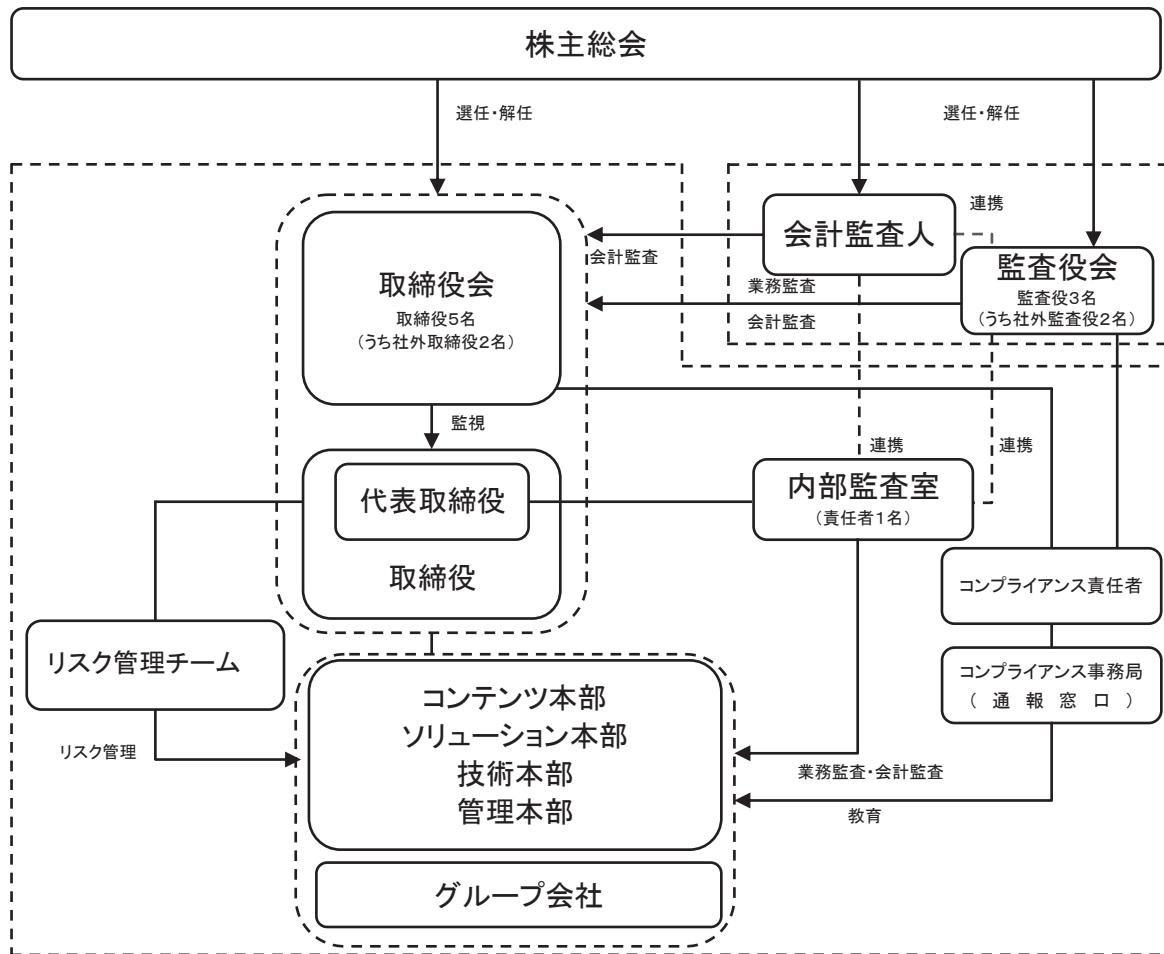
【適時開示に係る社内体制】

当社では、会社情報の公正かつ適時適切な開示を行うために、常務取締役(管理本部長)を「内部情報管理責任者」に定めております。「内部情報管理責任者」は会社情報を一元的に把握・管理し、的確な経営判断のもと、情報開示を指示する役割を担っております。会社情報の開示にあたっては、「内部情報管理責任者」が当該内部情報を社長に報告し、その指示に基づいて開示を実施しております。

なお、会社情報の適時適切な開示を行うにあたり、決定事実・決算情報につきましては、取締役会で審議を行い、その決定・承認を経て「内部情報管理責任者」が開示を実施しております。また、発生事実につきましては、事実確認を行った後、「内部情報管理責任者」が社長への報告を行い、その指示に基づき速やかに情報開示を行っております。

当社は、開示の即時性・正確性の重要性を踏まえ、(別紙)「適時開示のフロー図」による開示体制の強化に取り組むとともに、役職員への啓蒙活動、内部監査によるモニタリングを行い、適時開示の品質保持に努めています。

[コーポレート・ガバナンスの体制図]



〔適時開示のフロー図〕

